

6 社会資本整備の推進

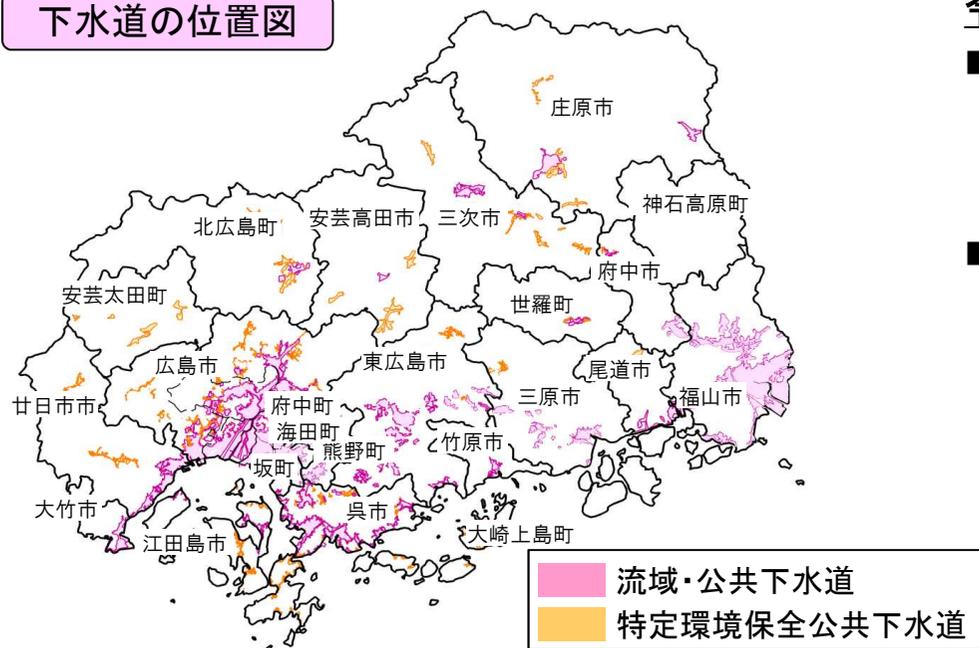
(9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

国への提案事項

下水道施設（汚水・雨水）に係る財政措置の継続・拡充

- 公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、下水道の汚水処理施設にかかる財政措置を確実に継続すること。
- 近年の多発する自然災害を踏まえ、下水道施設(雨水)による浸水対策を着実に推進するための有利な起債の適用など、財政措置を拡充すること。

下水道の位置図



令和4年度事業実施予定箇所

■流域下水道

- 芦田川流域下水道 処理場改築, 耐震化
- 太田川流域下水道 処理場改築, 耐震化
- 沼田川流域下水道 処理場増設, 改築

■公共下水道

(汚水)

- 未普及対策 東広島市東広島処理区 ほか23処理区
- 老朽化対策 呉市広処理区 ほか23処理区

(雨水)

- 浸水対策 福山市蔵王排水区 ほか17排水区
- 老朽化対策 三原市皆実第一排水区 ほか11排水区

【提案先省庁:財務省, 国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

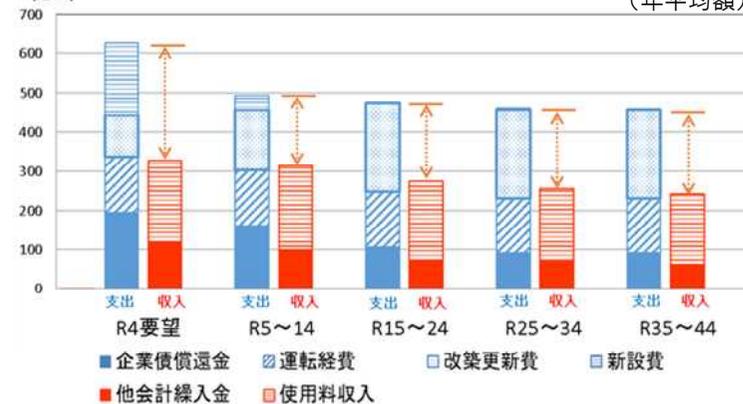
提案の背景

- 下水道の未普及対策については、平成26年1月に、国から令和8年度末までの概成が要請されており、県内市町においては、汚水処理整備に関するアクションプランを策定するなどにより、下水道施設整備を推進している。
- 令和3年度から、交付対象範囲が雨水管の新設及び改築において拡充された一方で、汚水管の改築においては縮小されており、今後も段階的に縮小される見通しであり、下水道施設(汚水)の改築への財政措置がなくなることが懸念される。
- 一方、近年の度重なる集中豪雨により内水氾濫が生じ、県内各地で浸水被害が多発しており、令和3年11月には「流域治水関連法」が施行され、ハード・ソフトによる浸水対策の強化が盛り込まれるなど、下水道施設(雨水)による浸水対策が急務となっている。

課題

- 10年後からは、改築費が増加する一方で使用料収入は減少する見込みであり、改築費用をすべて受益者(地方)が賄うには負担が大きい。

《公共下水道(広島市を除く)と流域下水道の支出と収入の見通し》
(億円) (年平均額)



注1)平成29年度決算統計をベースに「アセットマネジメント簡易支援ツール(厚生労働省)」によって広島県が独自推計したもの
注2)使用料金単価は据え置き
注3)改築更新費及び新設費には雨水対策費用を含む
注4)減価償却費及び長期前受金戻入を除く

- 頻発する浸水被害の軽減に向けて、浸水対策を集中的に行う必要があるが、財政力の低い自治体では対応が困難。



(平成30年7月 福山市蔵王排水区)



(令和3年7月 竹原市本川排水区)

6 社会資本整備の推進

(9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

下水道事業の現状

汚水処理の普及状況 (令和2年度末時点)

	広島県	全国平均	全国順位	備考
汚水処理人口普及率	89.4%	92.1%	21位	汚水処理人口(下水道, 集落排水, 浄化槽等) / 総人口
下水道処理人口普及率	76.4%	80.1%	20位	下水道整備人口 / 総人口

※ 広島県の普及率は広島市分を含む

下水道施設の老朽化の状況 (令和2年度末時点)

◀ 流域下水道 ▶

○膨大なストックを形成

- ・下水処理場は3箇所(約6,000設備)
- ・管路延長は約110km

流域名	処理場施設 設備数	管路施設 延長(km)
太田川流域下水道	3,183	28.4
芦田川流域下水道	2,490	39.6
沼田川流域下水道	744	43.2
合計	6,417	111.2

○特に処理場機械・電気設備の老朽化が進行

- ・約半数の設備が法定耐用年数を超過

流域名	供用(処理)開始	耐用年数超過 施設数
太田川流域下水道	昭和63年10月	1,659(約5割が超過)
芦田川流域下水道	昭和59年10月	1,191(約5割が超過)
沼田川流域下水道	平成8年3月	542(約7割が超過)

◀ 公共下水道(広島市を除く) ▶

○膨大なストックを形成

- ・下水処理場57箇所, 管路延長は約6,000km

	施設数
処理場数	57箇所
ポンプ場数※	118箇所
管路延長※	6,078km

※浸水対策施設を含む

○処理場内の設備の老朽化

- ・8割以上の処理場が供用開始から15年を超過

経過年数	処理場数
50年以上	2箇所
30~50年	6箇所
15~30年	42箇所
15年未満	7箇所
合計	57箇所

(機械・電気設備の多くの
法定耐用年数は15~20年)

6 社会資本整備の推進

(9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

参考(下水道施設の補助制度)

下水道法第34条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

区分	施設	国庫補助率	根拠規定	
公共下水道 (汚水・雨水)	管渠等	1/2	下水道法施行令第24条の2 第1項第1号	
	終末処理場	処理施設		5.5/10
		用地等		1/2
流域下水道	管渠等	1/2	下水道法施行令第24条の2 第1項第2号	
	終末処理場	処理施設		2/3(※)
		用地等		1/2
都市下水路	市街地における下水排除施設	4/10	下水道法施行令第24条の2 第1項第4号	

※流域下水道に対する国庫補助率が公共下水道等に対する国庫補助率よりも高いのは、流域下水道が広域、根幹的な性格を持ち、また、水質汚濁防止上の整備効果も大きいことによるもの。(「逐条解説 下水道法(株式会社ぎょうせい)」より抜粋)

社会資本整備総合交付金交付要綱(国土交通省)

種別	交付対象事業	国費率(交付要綱附属第三編)
社会資本整備総合交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業)	下水道法施行令第24条の2に規定する補助率
防災・安全交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。)	(上表と同じ)